

第4章 環境配慮指針の実施状況

環境基本条例では、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとして、環境配慮指針を定めています。

この環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた、市民、事業者及び市の自主的な取組を促すもので、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針から構成されています。

■ 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「めざすべき環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けて、環境に配慮すべき事項を例示しています。

地域別環境配慮指針は、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。

なお、主な環境配慮事項の例については、川崎市環境基本計画（2011年3月改訂版）を御覧ください。

● 丘陵部 ●

豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域（まち）
◆宮前区、多摩区及び麻生区を中心とする地域

● 内陸部 ●

生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域（まち）
◆幸区、中原区及び高津区を中心とする地域



● 臨海部 ●

環境に配慮した都市活動が活気にあふれ、海に開かれた地域（まち）
◆川崎区を中心とする地域

《地域ごとに取り組むべき環境配慮事項の例》

| 臨海部 | 内陸部 | 丘陵部 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。 ○ 工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める。 ○ 公共施設、公園緑地、道路、事業所敷地、建物の屋上や壁面における緑化、社寺林の保全等に努める。 ○ 環境に配慮した運搬（エコ運搬）実施の要請等により、臨海部におけるエコドライブ実施や低公害車利用の推進に努める。 ○ 公害克服に取り組む過程で培った経験や環境技術を活かして、アジアをはじめとした工業化の著しい途上国を中心に、UNEP と連携した取組や研修生の受入れなど、環境技術による国際貢献に努める。 ○ 工場・事業場、商業施設、公共施設などの地域資源を活かした環境に関するイベント、講座の開催に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工場・ごみ処理施設等の排熱の有効利用等、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりに努める。 ○ 市のリサイクル施設を核とした市民の積極的参加による廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用活動に努める。 ○ 多摩川、ニヶ領用水、平瀬川、矢上川、鶴見川等の恵まれた水辺環境を活かし、水質浄化、親水機能の向上、周辺施設の整備に努める。 ○ 工場・事業場等において、化学物質の適正管理に努めるとともに、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質による環境リスクの低減に努める。 ○ 環境配慮型の製品の研究開発状況、取組状況等についての情報交換を通じて、市民と事業者の交流に努める。 ○ 大山街道、ニヶ領用水においては、歴史的文化的遺産等を活かし、周辺環境について、その状況に応じた快適なまちづくりに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ焼却施設等の熱回収等、エネルギーの有効利用に努める。 ○ 公園緑地等の剪定枝や家庭からの生ごみ等の有効利用、農地への還元等、地域特性を活かした資源循環の仕組みづくりに努める。 ○ 影向寺、等覚院、王禅寺、下麻生不動院等の由緒ある寺社や小沢城址、古墳等の歴史的文化的遺産については、適切に保全する。 ○ 地域住民が主体となったコミュニティ交通の導入の支援に努める。 ○ 環境技術の研究・開発及び普及に向けた取組の支援に努める。 ○ 自然環境資源を活かした環境学習の場の提供に努める。 |

取組状況

川崎市都市計画の基本的な方針である都市計画マスタープランは、都市計画を取り巻く環境の変化や 2016 年 3 月に策定した川崎市総合計画を踏まえ、都市計画マスタープランの「全体構想」を 2017 年 3 月に改定しました。

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の 3 層構成としており、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めています。

■主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市民、事業者及び市が環境基本条例に掲げる責務のもと、めざすべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするもので、市の環境配慮指針、市民の環境配慮指針、事業者の環境配慮指針から構成されています。

市民の環境配慮指針

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示しています。ここでは、「地域から地球環境の保全に取り組むまち」の実現に向けて、市民の環境配慮事項の例をあげます。なお、その他の具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

地域から地球環境の保全に取り組むまち

| | |
|------------|--|
| 地球環境・エネルギー | <input type="checkbox"/> 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 住宅建築時には天然素材の使用、断熱材や複層ガラスなどによる高い断熱性の確保や太陽光を取り入れる設計など、環境共生型の住宅づくりを検討する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型の電気製品、ガス器具等を選択するよう心がける。 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温(冷房時 28℃、暖房時 20℃)に設定するよう心がける。 <input type="checkbox"/> オゾン層の保護、酸性雨の防止、森林の保全等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で心がける。 <input type="checkbox"/> 誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ、長期間使用しない家電製品の電源プラグを抜くなど、電気消費量の抑制を心がける。 <input type="checkbox"/> 多くのエネルギーを消費する飲料自動販売機の利用を控えることを心がける。 |
| 都市気温 | <input type="checkbox"/> 庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心がける。 |

取組状況

●川崎市地球温暖化防止活動推進センター及び推進員の取組

2018年度に川崎市地球温暖化防止活動推進センター及び推進員が行った環境配慮の取組状況の概要は、次のとおりです。

【市民の環境配慮の取組事例】

| | |
|--------|---|
| 主な取組内容 | <input type="checkbox"/> CCかわさき交流コーナーにおいて、毎月のテーマ展示、展示に合わせたミニ講座の実施を行いました。 <input type="checkbox"/> 2011年4月から川崎市地球温暖化防止活動推進員制度を開始し、2018年度は第5期81名の推進員が活動しました。 <input type="checkbox"/> 川崎市地球温暖化防止活動推進員を中心とした川崎市地球温暖化防止活動推進員プロジェクト(グリーンコンシューマーグループかわさき、省エネグループ、ソーラーチーム、3R推進プロジェクト、川崎たねだんごプロジェクト)として、小学校の出前授業の実施、環境イベントへの出展等を行いました。 <input type="checkbox"/> 川崎市地球温暖化防止活動推進センター運営会議を開催しました。 |
|--------|---|

事業者の環境配慮指針

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。各業種に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示しています。ここでは、「多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち」の実現に向けて、事業者の環境配慮事項の例をあげます。なお、その他の具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 工場等の敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。また、緑地確保や緑化に当たっては、生物の生息空間としての機能にも留意する。 <input type="checkbox"/> 緑化に関する協定の締結や保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加に努める。 <input type="checkbox"/> 施設や敷地内に雨水利用システム、中水道システムの導入に努める。 |
|--|

取組状況

●事業者による取組

2018年度に川崎温暖化対策推進会議が行った取組状況の概要は、次のとおりです。

事業者の取組状況

| | |
|--------|--|
| 主な取組内容 | <p>○川崎温暖化対策推進会議を開催し、2018年度の取組内容や、川崎市地球温暖化防止活動推進センター及び推進員との協働などについて話し合い、また、地球温暖化対策及び節電対策に関する情報交換を行いました。</p> <p>○川崎市地球温暖化防止活動推進センターの実施する「うちエコ診断」の周知等に協力しました。</p> <p>○「第7回スマートライフスタイル大賞」を市と連携して主催し、CO₂削減に資する取組の発信を行いました。</p> |
|--------|--|

●条例による取組

公害防止等生活環境の保全に関する条例では、環境への負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促すため、次の制度を定めています。

- ・環境行動事業所：環境管理システムを確立し、環境報告書を公表等している事業所を「環境行動事業所」として認定する制度。環境行動事業所に認定された事業所は、環境負荷低減行動計画の提出等の手続きが免除されます。
- ・環境負荷低減行動計画の策定等：使用熱量や排水量等が一定規模以上の事業所に対して、自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図る「環境負荷低減行動計画」を策定し、市への提出を求める制度

これらの制度による取組状況は、次のとおりです。

| | |
|-------------------|---------------------|
| 環境負荷低減行動計画の該当事業所数 | 68 |
| 環境行動事業所認定事業所数 | 31 |
| 環境負荷低減行動計画の提出事業所数 | 43（行動計画提出対象事業所数 43） |

市の環境配慮指針

市の環境配慮指針は、市が環境にやさしい事業や活動を展開することを目的に、職員の行動や施策事業等の行政活動における環境配慮事項の例を示しています。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●地球温暖化対策推進計画に基づく市役所の率先取組の推進

市では、市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、1999年から「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画*）」を実施してきました。

2011年度からは地球温暖化対策推進計画（CC かわさきエコ暮らし・未来へつなげる30プラン）に基づき、2030年度までに市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を23%以上削減する（2013年度比）ことを目標に、エコオフィス管理システムを活用し、市役所の率先した取組を行っています。この計画に基づく2018年度の取組結果の概要は次のとおりです。

市役所の温室効果ガス排出量の経年推移

(単位：トン-CO₂)

| 項目 年度 | エネルギー使用に由来しないもの | | | その他 | 施設のエネルギー使用起源のもの | | | | 計 |
|----------|-----------------|--------|------|--------|-----------------|--------|------------|--------|---------|
| | 廃棄物焼却 | 下水処理 | 笑気ガス | 公用車等 | 上下水道 関連施設 | 病院等 | 教育関連 施設 | 庁舎等 | |
| 2013 | 159,480 | 42,741 | 27 | 22,140 | 71,435 | 25,293 | 29,565 | 63,851 | 414,532 |
| 2014 | 150,214 | 48,496 | 29 | 22,443 | 67,057 | 24,697 | 30,182 | 61,827 | 404,946 |
| 2015 | 160,962 | 48,180 | 1 | 21,104 | 65,379 | 22,393 | 29,553 | 57,412 | 404,984 |
| 2016 | 143,266 | 44,482 | 1 | 22,956 | 62,912 | 23,152 | 30,248 | 57,107 | 384,123 |
| 2017 | 155,956 | 40,737 | 0 | 21,923 | 62,101 | 23,466 | 33,487 | 58,304 | 395,973 |
| 2018 | 165,606 | 38,451 | 0 | 22,436 | 59,317 | 24,013 | 39,934 | 57,987 | 407,745 |

※合計数が合わないのは小数点以下四捨五入しているため

※計画の改訂に伴い再計算をしているため、今までの公表値とは異なります。

●グリーン購入推進方針による取組

グリーン購入の実施状況（再掲）P109 参照

●行政活動における取組

各分野別の事務事業がより環境に配慮され、環境にやさしいものとするための環境への配慮に関する取組は次のとおりです。

| 部門 | 環境配慮の内容 |
|---------|---|
| 総務・管理部門 | <ul style="list-style-type: none"> 第3庁舎等の紙ごみの回収量は231.6トンでした。 第2・第3・第4庁舎では、冷房温度は28度、暖房温度は19度を目安とし、冷暖房の適温化につとめるとともに、エレベーターや照明の間引きや、一部LED照明を導入するなど、省エネルギー対策を実施しております。 地球温暖化対策推進計画に基づき、市が率先して環境に配慮した取組を推進しています。 階層別研修等に、環境に関するプログラムを取り入れています。 |
| 市民生活部門 | <ul style="list-style-type: none"> 条例に定める所定期間内に引き取りのない自転車のうち490台を登録業者へ売却処分し、再利用の促進を図りました。 2018年度ごみ収集車等の廃棄物関係車両335台のうち、収集及び運搬車210台の後輪に更生タイヤを使用しました。また、購入したタイヤ995本のうち、更生タイヤは130本（約13%）となっています。 |
| 都市施設部門 | <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土は、本市の港湾埋立て用資材として約153,000m³を搬出しました。（2018年度） 建設リサイクルの推進として建設工事から発生する建設廃棄物の再資源化、また再資源化により得られた建設資材の積極利用に努めています。2018年度の再資源化率はアスファルト・コンクリート塊99.9%、コンクリート塊99.9%です。 |
| 産業育成部門 | <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場において発生する廃発泡スチロールは、減容処理する処理機により再利用を図っています（2018年度処理量は、北部市場334トン、南部市場22トン）。 中央卸売市場において行う生ごみ処理は、2012年9月から消滅型生ごみ処理機により生ごみの減量化を推進しています。（2018年度処理量は、85トン） |
| 教育部門 | <ul style="list-style-type: none"> 給食で使用済みとなった食用油については、専門事業者が引き取り、せっけん等に資源化しています。 地球温暖化防止対策及び環境教育の一環として、市立学校へゴーヤーの種子等を配布し「緑のカーテン」事業を実施しています。 給食残さについては、一部の学校及び学校給食センターでは専門事業者が引き取り、飼料等に資源化しています。 |
| 公共企業部門 | <ul style="list-style-type: none"> 下水処理で発生した汚泥は、焼却しセメント原料として有効利用を図っております。（2018年度セメント原料化100%） 浄水処理で発生した発生土をセメント原料や改良土として資源の有効利用を図っています。（2018年度有効利用率100%） 市営バス車両349両の内、344両の後輪を対象に更生タイヤを使用しました。購入タイヤは568本（使用済みタイヤを更生タイヤに加工し、再生利用したものを含む）で、そのうち更生タイヤは257本（45.2%）です。 |

●区役所における取組

各区役所における環境への配慮の取組は、次のとおりです。

| 区役所 | 取組の内容 |
|-------|--|
| 川崎区役所 | <p><区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民と協働で緑を育むまちづくりや公共施設の緑化に取り組み、ヒートアイランド現象の緩和及び地域緑化の推進に努めています。 ・臨海部の施設等を見学先とするバスツアーにおいて、環境に配慮した施設等について学ぶ機会を設けることを通じて、区民が環境問題に関心を持つきっかけづくりを進めています。 ・庁内から出るごみの分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・保育園で緑のカーテン植栽講座を実施し、栽培活動や食育活動に取り組みながら、緑化の普及啓発に努めています。 ・田島支所内「四季の庭 たじま」にてガーデニング講座を開催し、地域の緑化意識の向上を図ります。 |
| 幸区役所 | <p><区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民祭等のイベントの開催において、ごみ分別の啓発を実施するとともに、区内美化活動等の取組を通じて環境意識の向上を図っています。 ・ボランティア団体「さいわい花クラブ」や小中学校・企業と連携して、公共花壇への花の植栽活動の実施や、区内で緑化活動を行っている団体へ、花苗等の提供などによる活動支援及び講習会等を実施し、緑化意識の高揚を図っています。 ・地球温暖化防止に向け、区民や地域等と連携し、緑のカーテンの普及活動など、節電の取組を進めています。 ・身近な生活の中で実践できる取組を学んだり、実際に体験することを通じて気軽にエコ活動に親しめる「さいわい子どもエコフェア」を開催しています。 <p><パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民を中心としたボランティア団体「さいわい加瀬山の会」が、加瀬山（夢見ヶ崎公園一帯）内の樹木、草花の手入れや植樹・植栽活動などの保全活動、イベントにおける竹細工コーナーの出店等を行っています。区は、花と緑のさいわい事業の一環として、公園周辺の小学校と園内の花壇に花植えを行うなど、同団体と連携した取組を行っています。 ・新規委員の募集や活動内容の紹介など広報面の支援などを行っています。 |
| 中原区役所 | <p><区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題対応事業「環境まちづくり支援事業」により区民と協働し、地球温暖化防止への取組や環境問題について学ぶ場づくりを進めています。主に環境普及啓発イベント・エコバスツアー・子ども環境授業を実施しています。 ・地域の企業やスポーツチームと連携した「CC等タカ」により、環境啓発活動を進めています。 ・「クリーングリーンなかはらキャンペーン」として、花いっぱい教室や駅前清掃活動を実施し、環境意識の啓発に努めています。 ・地域課題対応事業として、「花クラブ実行委員会」による区内への植栽活動や、植栽イベントを行っています。また、なかはら20年構想委員会では、まちの景観向上等に向けて花の配布会を行っています。 <p><パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民ボランティアを中心とした「市民健康の森を育てる会」が、下草刈り等の日常の維持管理作業や植物や野鳥等の観察会等を行うとともに、小学校の環境学習にも協力しています。 ・市民健康の森を育てる会が行う事業を市政だよりに掲載し、広報面の支援をしています。 |
| 高津区役所 | <p><区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域から総合的に環境問題に取り組む「エコシティたかつ」推進方針に基づき、各プロジェクトを推進しています。 ・区役所庁舎を環境展示場（エコシティホール）化する一環として、屋上に太陽光発電システムを設置するとともに、区役所東側壁面の壁面緑化、4階テラスの屋上緑化、庁舎入口横へのペットボトルのキャップを再利用して作ったリサイクルベンチの設置、さらに地下駐車場入口にピオトープの設置等を行い、随時見学を受け入れています。 ・区内の小中学校にピオトープ等を設置するとともに、雨水をピオトープ等に利用する仕組みを作るなど、子どもたちが身近に触れられる環境学習の場を整備し、それらを活用した環境学習を実施しています。（学校流域プロジェクト） ・水系や流域等のランドスケープや生物多様性の視点を踏まえ、区内を流れている河川の小流域を単位として水・緑・生きものの調査を市民協働で行い、様々な活動を通して、保水力・土砂防災力の高い流域づくりへの貢献及び自然の賑わいの回復を推進していきます。（「たかつの自然の賑わいづくり」） |

| 区役所 | 取組の内容 |
|-------|---|
| | 事業) <ul style="list-style-type: none"> 区内の公共施設前やキラリデッキ上、野川柿生線沿いなどに花壇を設置し、区民ボランティア団体の方と、一部協働で管理を行うなど、花と緑のまちづくりに努めています。 庁内から排出されるごみの分別・減量化に努めるとともに、事務用品等の管理を徹底して不要な在庫・購入の削減を図り、リサイクルを推進しています。 <パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 高津区市民健康の森を育てる会が主催するイベントの周知や参加者募集など広報部門の一部、イベント当日のサポートなどの支援を行っています。 |
| 宮前区役所 | <区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 区民祭・区内美化活動等のイベントを通じて、資源の再利用や環境保全に対する意識啓発に努めています。 区役所庁舎屋上に太陽光発電設備を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、自然エネルギーの活用促進に向け啓発活動を行っています。 東名川崎インターチェンジ周辺において、区民との協働により花壇の管理を行っています。 花苗提供や講座開催等を通して、区内の公園や道路用地等にある花壇を自主管理している団体に対する、活動の支援を行っています。 区民主体の環境団体のネットワークによる活動を継続的に支援しています。 市民団体と協働で使用済みてんぷら油の回収に取り組み、環境保全意識の啓発に努めています。 公園の利活用として、区内小学校の協力を得て小学生による公園樹木に樹名板を設置する活動を通して、公園緑地への愛護意識を高める啓発を行います。 <パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 「水沢森人の会」が樹木の剪定、草刈り等の維持管理活動や地域・学校と連携したイベントを開催しています。 イベント開催や参加者募集の広報、イベント当日のサポート等のほか、作業の難しい高木の剪定、斜面地等の草刈り及び緑地施設管理等について、区が相談・支援を行っています。 |
| 多摩区役所 | <区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 区役所庁舎に太陽光発電設備を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、自然エネルギーの活用促進に向け啓発活動を行っています。 井戸水等を利用する中水ろ過設備の稼働により、水の有効活用に努めています。 庁内から排出される廃棄物の分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 使用済みてんぷら油の回収（かわさきかえるプロジェクトと協働）など、環境保全意識の啓発に努めています。 地球温暖化防止に向け、区民（主に小学生）を対象とした環境に関するイベント（夏休み！多摩区エコフェスタ）やパネル展示を行い、環境に関する啓発に努めています。 緑のカーテン大作戦などを区民と協働するとともに有志の区役所職員（ゴーヤ見守り隊）と実施し、ヒートアイランド対策の推進と職員のエコ意識向上に向けた取り組みを行っています。 区内のイベント等におけるリユース食器の促進（貸出し）など循環型社会の形成を推進しています。 地域ぐるみでの節電を促進し、地球温暖化防止を推進するため、電力需要が高まる夏に、市民館ギャラリーを活用し、「クールシェアルーム」を開設しています。 多摩川に生息する淡水魚等を区役所庁舎内に展示することにより、区民が身近に自然や生物に親しむ機会を提供するとともに、多摩川への愛着を深め、環境意識の向上を図っています。 二ヶ領用水の清掃活動を行う町内会・自治会への支援を通して環境愛護活動を推進しています。 <パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 「日向山うるわし会」が、ササ刈り・植樹等や、森と親しむイベント「日向山ぼっこ祭り」等を開催しています。 区は、市政日より掲載等、広報面で支援しています。 |
| 麻生区役所 | <区を中心とした身近な場での環境教育・環境学習の取組内容> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎の玄関・広場等に花を植え庁舎の美化に努めています。 市民団体と協働で使用済みてんぷら油の回収に取り組み、環境保全意識の啓発に努めています。 区内の公共的空間にある花壇等を自主管理している団体に花苗等を提供し、活動を支援しています。 花や緑に身近に親しんでいただくため、クリスマスリース作り等の講習会を開催しています。 区役所庁舎屋上及び広場に太陽光発電設備を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、この設備を活用した見学会や講演会等、自然エネルギーの活用促進に向け、様々な啓発活動を行っています。 緑のカーテンを区民と協働で実施しています。 |

| 区役所 | 取組の内容 |
|-----|---|
| | <p><パートナーシップによる市民健康の森づくりの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の森の維持・管理、小学校総合学習の受け入れ、他団体との交流等を行っています。 ・総会の場所提供、広報誌の区ホームページへの掲載、総会へ出席しています。 |

■事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適切な環境配慮を担保するため、原則として、すべての開発事業や施設整備を行ううえで、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示しています。

事業を実施する者は、事業の基本構想、基本計画、実施計画及び実施の各段階において、事業や地域の特性に応じて、この指針に示す環境への配慮事項や環境関連施策（指針、計画等）を組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

環境調査や環境影響評価対象事業などの機会を通じ、事業者に対して事業別環境配慮指針に基づく適切な配慮を促しています。